

建 経 工 第 57 号  
令和 7 年 9 月 26 日

(一社) 静岡県建設業協会 様  
(一社) 静岡県建設産業団体連合会 様  
静岡県建設事業協同組合連合会 様  
(一社) 静岡県測量設計業協会 様  
(一社) 静岡県建設コンサルタンツ協会 様  
(一社) 静岡県地質調査業協会 様  
(一社) 建設コンサルタンツ協会中部支部 様

静岡県交通基盤部建設経済局  
工事検査課長

「監理タイムマネジメント」実施要領の一部改正について（通知）

このことについて、下記のとおり、実施要領を一部改正したので通知します。  
あわせて、貴会員に対して周知願います。

記

- 1 改正内容（主なもの）
  - ・取組結果が概ね良好であった場合には、「協議記録」の提出を不要とする。
  - ・「協議記録」の提出先を、検査監（員）から総括監督員に変更する。
  - ・「協議記録」の提出期限を、検査結果通知書の受理後 14 日以内とする。
  - ・「協議記録」に、その他意見・要望の記載欄を追加する。
  - ・その他変更内容は、別紙「新旧対照表」のとおり。
  
- 2 適用時期及び適用対象  
令和 7 年 10 月以降契約する工事及び業務委託で適用する。

担当：工事検査班  
電話：054-204-1162  
FAX：054-258-6030